

墨田区立豎川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例の一部を改正する条例
(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第12条第2項第10号の規定に基づき定める、墨田区立公園条例(昭和40年墨田区条例第18号)第2条第1項に規定する公園のうち墨田区立豎川第一公園において占用の許可を与えることができる仮設の施設は、路上生活者等の自立支援のための施設とする。	都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第12条第10号の規定に基づき定める、墨田区立公園条例(昭和40年墨田区条例第18号)第2条第1項に規定する公園のうち墨田区立豎川第一公園において占用の許可を与えることができる仮設の施設は、路上生活者等の自立支援のための施設とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市公園法施行令の一部改正(抄)

改 正 後	改 正 前
<p>(占用物件)</p> <p>第12条 <u>法第5条の2第2項第6号の政令で定める物件又は施設は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>自転車駐車場</u></p> <p>(2) <u>地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔</u></p> <p>2 法第7条第1項第7号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(8) 〔略〕</p> <p>(9) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設(国土交通省令で定めるものを除く。)及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第12条 〔新設〕</p> <p>法第7条第7号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(8) 〔略〕</p> <p>(9) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設(国土交通省令で定めるものを除く。)又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限</p>

る。)に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設(国土交通省令で定めるものを除く。)

- (10) 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

3. 法第7条第2項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第5項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。)、同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第7項に規定する一時預かり事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第39条第1項に規定する保育所
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の2第1項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設及び同法第31条に規定する身体障害者福祉センター
- (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター及び同法第20条の7に規定する老人福祉センター
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設及び同条第25項に規定する地域活動支援センター
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等

る。)に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設(国土交通省令で定めるものを除く。)

- (10) [同左]

[新設]

の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

- (6) 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定めるもの

【施行期日】平成29年6月15日